

第24期第14回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和3年9月10日(金)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、  
木村隆昭、篠田政巳、田中大代、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、  
増田義二、宮本兼一 計13名
- 4 欠席委員 相原和彦、加藤和雄、本橋朋和 計3名
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1・2号)  
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている  
旨の証明について (第3～9号)
- 6 報 告 (1) 特定都市農地貸付けにおける報告書の提出について  
(2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて  
(3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。これより第24期第14回練馬区農業委員会総会を開催いたします。

引き続き緊急事態宣言中ではありますが、感染予防対策を徹底したうえで、本日の総会を開催させていただきます。

よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は13名、欠席委員数は3名、欠席の届け出のあった委員は、相原和彦委員、加藤和雄委員、本橋朋和委員です。

総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、半田保之委員と増田義二委員に申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号および第2号は一括して審議をお願いいたします。事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第1号および第2号は農地法上の同一世帯の案件ですので、一括して審議をお願いいたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年8月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、申請地などについて説明】**

続いて、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和3年8月23日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当するこ

とを確認したので証明する。

【申請者、申請地などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、木村隆昭委員お願いします。

木村隆昭委員 8月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
議案第1号の畑の西側には、ブドウが2列栽培されており、ワインを製造する事業者に出荷するとのこと。東側にはハウスが建っており、現在その中は全面耕運されていました。レタスなどを栽培するとのこと。

議案第2号の畑には、現在何も植わっていない状況です。今後、ブロッコリーやキャベツなどの露地野菜を栽培するとのこと。

今まではイチゴ農家としてやっておりましたが、これからは野菜農家としてやっていくとのことでした。

販売については、JA直売所や庭先販売、そしてスーパーなどに出荷をするとのこと。境界についても確認しました。

よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月19日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 8月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑の北西側にハウスが2棟建っており、北側にはトラクターなどを  
しまうための、土間にパイプで組まれた農業用倉庫がありました。  
ハウスの中ではコマツナが、露地ではニラやツルムラサキ、ナスな  
どが作付けされていました。  
畑の南側にはサトイモやサツマイモ、ラッカセイなどが作付けされ  
ていました。  
JA直売所や飲食店に出荷しており、庭先でも販売しております。  
ラッカセイやイモ類に関しては畝売りで予約販売をしているとのこ  
とです。境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願い  
します。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月19日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾崎賀一委員 8月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の全体の約8割でキャベツを作付けしており、市場に出荷しているとのこと。そのほかブロッコリーも作っています。畑の北西側にハウスが2棟建っており、そこにはトマトやキュウリなどの果菜類が作付けされていました。ハウスの周りでナスやピーマン、トウガラシなども作付けされていました。販売は自宅前でのロッカー販売とのこと。境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月19日に標記の申請

があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 8月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはナスやトマト、ピーマンなどの果菜類と南側にネギが作付け  
されていました。  
キャベツやブロッコリーなどの収穫が終わって、秋作のために綺麗  
に畝ってある状態でした。販売は、所有する宅地化農地に販売所を  
設置し、そこで販売しているとのことでした。  
境界についても確認しました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願い  
します。

事 務 局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行  
っている旨の証明について」です。令和3年8月19日に標記の申請  
があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、尾崎賀一委員お願いします。

尾 崎 賀 一 委 員 8月19日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはウメやカキ、ミカンなどの果樹が植わっており、南側にはキウイ棚があり、きちんと管理されていました。また、ヤーコンやサツマイモ、ヤツガシラなどの芋類や、ナスやピーマン、キュウリなどの果菜類が植えられていました。数多くの作物を上手に作付けしているといった印象です。販売は主に庭先販売で、ラッカセイや芋類は予約販売で畝売りをしているとのこと。  
境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員

8月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑の南側にはサトイモが作付けされており、北側にはニンジンとダイコン、ハクサイが作付けされていました。(3)と(4)の畑にはカボチャやネギ、ナスなどが綺麗に作付けしてありました。販売は自宅前の自動販売機のほか、お得意先に販売しているとのことでした。

一部北側の境界が確認できませんでした。3年前の調査の際も境界を確定するように指導しましたが、変わっていませんでした。再度きちんと境界を明確にするように指導しました。

申請者は高齢で農地を貸したいと考えており、貸借制度を活用するためにも境界を明確にする必要性があることを説明しました。

耕作はきちんとしていますので、問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 8月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはサトイモが作付けされ、ブロッコリーとキャベツの苗も育てられていました。また、ミカンも植えられていました。草も生えておらず、綺麗に管理されていました。  
販売は市場出荷と自家消費とのことです。  
境界についても確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和3年8月23日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 8月23日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑はほぼ全面が芝畑になっており、綺麗に手入れされていました。

申請者自身が手入れをしており、今年張り替えを行ったとのことでした。畑の一部ではナスやピーマン、ネギなどを栽培し、またルドベキアやキクなどの切り花がありました。北東側にはビワの木が1本ありました。野菜や花は自家消費とのことでした。芝は現在、販売先はないとのこと、管理だけしているそうです。

境界についても確認しました。よろしく申し上げます。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 特定都市農地貸付けに係る変更についてです。

令和3年8月27日付けで、特定都市農地貸付けにおける賃貸借契約の更新について報告書が提出されたので、下記のとおり報告する。

今回は現在利用されている民間の区画貸し農園について、農地の賃貸借契約が更新されることに伴い報告があったものです。

**【申請者、農地の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

半 田 保 之 委 員 この形態の貸し借りにしては、契約期間が13年というのは長いよう

		に感じます。トラブルなどの心配はありませんか。妥当とされる契約期間の目安があってもよいと思いますが、何かご見解があればお願いします。
事 務 局		貸している区画が増えているという現状があり、所有者と借り手の間で協議をして長期的にできると判断があったものと考えています。適切な期間がどれぐらいかを定めることは難しいですが、少なくとも所有者に不利益がないように、注視していきたいと思っています。
半 田 保 之 委 員		行政としての一定の指導方針があってもよいのではないですか。
事 務 局		行政が貸借の契約に直接関与することはできませんが、定期的に現地の確認をし、区画貸し農園の経営が継続的にきちんとなされるように指導をしていきます。指導方針について明文化するにいたっていませんが、今後の積み重ねの中で検討していきます。
西 貝 孝 之 会 長		ほかに何かございますか。
石 手 啓 夫 委 員		満了期間のうちの満了の7か月前でないと、双方とも解約等ができないような契約になっているのですか。
事 務 局		変更覚書の第二項において、本変更覚書の効力発生以降、契約期間中といえども、毎年1月末日までに相手方に対し文書による更新拒絶または解約の通知をすることで、同年8月末日に原契約を解除することができると思いますので、契約期間中であっても相手方に対して解除の通知を出すことができます。

西 貝 孝 之 会 長 ほかに何かございますか。  
(発言なし)  
それでは、よろしくお願ひします。  
つぎに、26ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。  
**【物件地番・地積、所有者などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。  
(発言なし)  
それでは、よろしくお願ひします。  
つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。令和3年8月に届出のあった農地の転用について報告するものです。  
**【届出件数、面積などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

西貝孝之会長 委員の皆さまからは何かありますか。

半田保之委員 区画貸し農園の利用者状況などについて、定期的に農業委員会で情報共有ができれば良いと思います。また、練馬区以外の区画貸し農園の情報についても合わせてお知らせいただければと思います。

事務局 先ほどの特定都市農地貸付けの報告事項の補足として、区画の利用状況を報告します。現在136区画のうち72区画が利用されており、利用率は53%となっています。  
また、ご指摘をいただいた定期的な農業委員会への報告については、今後検討してまいります。

西貝孝之会長 ほかに何かございますか。

(発言なし)

それでは、以上で第14回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人